

資料 1

平成30年壱岐市議会定例会12月会議

議案関係資料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第67号関係

長崎県市町村公平委員会共同設置規約新旧対照表	1
------------------------	---

議案第68号関係

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表	2
-------------------------------------	---

【第2条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表	3
-------------------------------------	---

【第3条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	4
--	---

【第4条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	5
--	---

議案第69号関係

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表	6
-----------------------------	---

【第2条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表	9
-----------------------------	---

【第3条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表	11
-------------------------------------	----

【第4条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表	13
-------------------------------------	----

議案第70号関係

壱岐市手数料条例新旧対照表	14
---------------	----

議案第71号関係

指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例新旧対照表	15
----------------------------------	----

長崎縣市町村公平委員会共同設置規約 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市及び長崎縣市町村総合事務組合(以下「関係団体」という。)は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき、<u>平戸市</u>、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市及び長崎縣市町村総合事務組合(以下「関係団体」という。)は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>以下 (略)</p>	

2

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の180</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の180</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

4

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	

6

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、教員特別手当、研究手当、救急手当、離島診療手当、及び船員法第80条に基づく食料を除いたものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第4条から第17条まで (略) (単身赴任手当)</p> <p>第18条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、教員特別手当、研究手当、救急手当、離島診療手当、及び船員法<u>(昭和22年法律第100号)</u>第80条に基づく食料を除いたものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第4条から第17条まで (略) (単身赴任手当)</p> <p>第18条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p>	

2 (略)

第19条 (略)

(休職者、停職者の給与)

第20条 (略)

2 職員が教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条の適用を受ける場合を除き結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3～8 (略)

第21条から第27条まで (略)

(宿日直手当)

第28条 正規の勤務時間外の時間、職員勤務時間条例第3条及び第10条に規定する日に本来の勤務に従事しないで、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、発送及び庁内の監視を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合には、その勤務1回につき2,100円を宿日直手当として支給する。

2 (略)

第29条から第32条まで (略)

第33条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ご

2 (略)

第19条 (略)

(休職者、停職者の給与)

第20条 (略)

2 職員が教育公務員特例法第14条の適用を受ける場合を除き結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3～8 (略)

第21条から第27条まで (略)

(宿日直手当)

第28条 正規の勤務時間外の時間、職員勤務時間条例第3条及び第10条に規定する日に本来の勤務に従事しないで、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、発送及び庁内の監視を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合には、その勤務1回につき2,200円を宿日直手当として支給する。

2 (略)

第29条から第32条まで (略)

第33条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ご

との総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第34条及び第35条 (略)

(食料の支給)

第36条 三島航路の船舶に乗り組み、運航及び船舶保全その他船務に従事する職員に対して、船員法(昭和22年法律第100号)第80条の規定により食料を支給する。

2 略

以下 (略)

との総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第34条及び第35条 (略)

(食料の支給)

第36条 三島航路の船舶に乗り組み、運航及び船舶保全その他船務に従事する職員に対して、船員法第80条の規定により食料を支給する。

2 略

以下 (略)

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第31条及び第32条 (略) (勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはなら</p>	<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第31条及び第32条 (略) (勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはなら</p>	

10

ない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

以下 (略)

ない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

以下 (略)

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考												
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第6条関係) 特定任期付職員給料表</p> <table border="1" data-bbox="203 1214 1055 1356"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>373,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>421,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	373,000円	2	421,000円	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第6条関係) 特定任期付職員給料表</p> <table border="1" data-bbox="1122 1214 1973 1356"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>374,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	374,000円	2	422,000円	
号給	給料月額													
1	373,000円													
2	421,000円													
号給	給料月額													
1	374,000円													
2	422,000円													

1 2

<u>3</u>	<u>4 7 1, 0 0 0 円</u>	<u>3</u>	<u>4 7 2, 0 0 0 円</u>
<u>4</u>	<u>5 3 2, 0 0 0 円</u>	<u>4</u>	<u>5 3 3, 0 0 0 円</u>

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第4条まで (略) (指定外来種等の防除)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による防除を行うときは、防除の実施に係る計画を策定するものとする。ただし、緊急に防除を行う必要がある場合は、この<u>限り</u>ではない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第6条 (略) (指定野生鳥獣種による被害の防止)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、被害防除対策に係る指定野生鳥獣種について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定による特定鳥獣保護管理計画が定められているときは、被害防除対策を当該特定鳥獣保護管理計画に基づく対策と一体的に推進するものとする。 (飲食物を与えることの禁止等)</p> <p>第8条 何人も指定野生鳥獣種の個体(人が飼養又は保管するものを除く。)に飲食物を与えてはならない。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けた場合、又は同法第11条第1項の規定に基づき指定野生鳥獣種の個体を捕獲する場合はこの<u>限り</u>ではない。</p>	<p>第1条から第4条まで (略) (指定外来種等の防除)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による防除を行うときは、防除の実施に係る計画を策定するものとする。ただし、緊急に防除を行う必要がある場合は、この<u>限り</u>でない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第6条 (略) (指定野生鳥獣種による被害の防止)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、被害防除対策に係る指定野生鳥獣種について、鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定による特定鳥獣保護管理計画が定められているときは、被害防除対策を当該特定鳥獣保護管理計画に基づく対策と一体的に推進するものとする。 (飲食物を与えることの禁止等)</p> <p>第8条 何人も指定野生鳥獣種の個体(人が飼養又は保管するものを除く。)に飲食物を与えてはならない。ただし、鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けた場合、又は同法第11条第1項の規定に基づき指定野生鳥獣種の個体を捕獲する場合はこの<u>限り</u>でない。</p>	

以下 (略)

以下 (略)

平成30年度12月補正①予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 12月補正①予算主要事業一覧	2～3
3. 繰越明許費	4～5
4. 基金の状況（見込み）	6



平成30年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	12月補正① 予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		28,100,800	668,500	28,769,300	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,389,679	4,389,679	
		診療施設勘定	100,743	100,743	
		計	4,490,422	4,490,422	
	後期高齢者医療事業特別会計		335,016		335,016
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,547,362		3,547,362
		介護サービス事業勘定	39,708		39,708
		計	3,587,070		3,587,070
	下水道事業特別会計		397,134		397,134
	三島航路事業特別会計		125,248		125,248
	農業機械銀行特別会計		140,933		140,933
合 計		9,075,823		9,075,823	
一般会計、特別会計の合計		37,176,623	668,500	37,845,123	

○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	12月補正① 予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	937,021		937,021
	収益的支出	923,073		923,073
	資本的収入	118,059		118,059
	資本的支出	280,651		280,651

平成30年度12月補正①予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源			
							国費	県費	地方債	その他
6 商工費	1 商工費	2 商工振 興費	再生可能エネルギー 推進事業	26,963	4,106	31,069	0	0	0	9,496
										二酸化 炭素排 出抑制 対策事 業費等 補助金
9 教育費	2 小学校 費	1 学校管 理費	小学校管理費（空調 設置事業）	680,823	522,748	1,203,571	60,900	0	121,800	340,000
							ブロッ ク塀・ 冷房設 備対応 臨時特 例交付 金		学校教 育施設 等整備 事業債	合併振 興基金 繰入金
9 教育費	3 中学校 費	1 学校管 理費	中学校管理費（空調 設置事業）	1,265,423	104,135	1,369,558	14,356	0	28,700	60,000
							ブロッ ク塀・ 冷房設 備対応 臨時特 例交付 金		学校教 育施設 等整備 事業債	合併振 興基金 繰入金
9 教育費	4 幼稚園 費	1 幼稚園 費	幼稚園費（空調設置 事業）	72,717	37,511	110,228	4,338	0	8,600	20,000
							ブロッ ク塀・ 冷房設 備対応 臨時特 例交付 金		学校教 育施設 等整備 事業債	合併振 興基金 繰入金

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 5,390		●二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）採択決定により、木質バイオマスエネルギー設備導入に向けた具体的な検討を行う。	1	3	二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金交付要綱（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）	本市では、現在、再生可能エネルギーとして太陽光発電、風力発電が稼働しており、低炭素の島づくりを実現させるため、木質バイオマス資源の活用等についても実現可能性の調査を行ってきた。当該実現可能性調査では、本市の木質バイオマス資源の利用可能量からは公共施設等で自家消費する程度の規模の設備導入であれば実現可能という結論を得ている。当該実現可能性調査の結論に基づき、早期に木質バイオマスエネルギー設備の導入を実現するために、資源の調達方法の検討や設備の詳細設計等を行う。	観光 商工 課	12～ 13
48	新規	●空調設備設置事業（18校125教室） ・設計業務 ・監理業務 ・設置工事 ※【国庫】ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（補助率：1/3） 【起債】学校教育施設等整備事業債（充当率：100%、交付税措置率：60%）	4	1	冷房設備対応臨時特例交付金	今夏の災害ともいえる猛暑を受け、児童生徒等の健康被害を及ぼさないよう、熱中症対策として普通教室に空調設備を設置する。	教育 総務 課	12～ 13
1,079	新規	●空調設備設置事業（3校25教室） ・設計業務 ・監理業務 ・設置工事 ※【国庫】ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（補助率：1/3） 【起債】学校教育施設等整備事業債（充当率：100%、交付税措置率：60%）	4	1	冷房設備対応臨時特例交付金	今夏の災害ともいえる猛暑を受け、児童生徒等の健康被害を及ぼさないよう、熱中症対策として普通教室に空調設備を設置する。	教育 総務 課	12～ 13
4,573	新規	●空調設備設置事業（8園10教室） ・設計業務 ・監理業務 ・設置工事 ※【国庫】ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（補助率：1/3） 【起債】学校教育施設等整備事業債（充当率：100%、交付税措置率：60%）	4	1	冷房設備対応臨時特例交付金	今夏の災害ともいえる猛暑を受け、児童生徒等の健康被害を及ぼさないよう、熱中症対策として普通教室に空調設備を設置する。	教育 総務 課	12～ 13

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

款	項	事業名	金額
9 教育費	2 小学校費	空調設備設置事業	522,748
	3 中学校費	空調設備設置事業	104,135
	4 幼稚園費	空調設備設置事業	37,511
合 計			664,394

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H31.6.18	国の平成30年度補正予算に伴う事業のため。
H31.6.18	国の平成30年度補正予算に伴う事業のため。
H31.6.18	国の平成30年度補正予算に伴う事業のため。

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	2,002,413	909	400,000	1,603,322	666	800,000	803,988
減債基金	3,162,946	1,108	400,000	2,764,054	3,456	1,100,000	1,667,510
地域振興基金	508,751	188	0	508,939	168	173,200	335,907
地域福祉基金	761,070	0	20,800	740,270	0	47,900	692,370
老人ホーム事業施設整備基金	188,122	43	1,600	186,565	34	2,800	183,799
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	116,331	39,401	30,000	125,732	34,765	30,000	130,497
沿岸漁業振興基金	51,131	22,774	22,768	51,137	22,774	30,000	43,911
教育振興基金	7,899	2	300	7,601	2	300	7,303
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,738	3	0	10,741	3	0	10,744
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	953,300	1,412,300
ふるさと応援基金	178,534	260,760	114,000	325,294	200,045	200,189	325,150
過疎地域自立促進特別事業基金	409,547	264,798	207,300	467,045	264,764	176,450	555,359
本庁舎建設基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,000	0	150,000
学校施設整備基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,000	0	150,000
小計	5,646,303	787,969	396,768	6,037,504	622,555	1,614,139	5,045,920
計	10,811,662	789,986	1,196,768	10,404,880	626,677	3,514,139	7,517,418
国民健康保険財政調整基金	255,590	58	0	255,648	53	1	255,700
直営診療所財政調整基金	14,893	2	14,895	0	3	1	2
介護給付費準備基金	128,803	27	67,000	61,830	15	28,000	33,845
簡易水道事業特別会計基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,686	2,935	6,220	14,401	8,301	1,933	20,769
計	416,972	3,022	88,115	331,879	8,372	29,935	310,316
合計	11,228,634	793,008	1,284,883	10,736,759	635,049	3,544,074	7,827,734

○定額運用基金

区分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	14,474	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合計	80,040	0	0	80,040	0	14,474	65,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	11,308,674	793,008	1,284,883	10,816,799	635,049	3,558,548	7,893,300
-----------------	------------	---------	-----------	------------	---------	-----------	-----------

平成30年度12月補正②予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 12月補正②予算主要事業一覧	2～9
3. 繰越明許費	10～13
4. 基金の状況（見込み）	14



荏 岐 市

平成30年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	12月補正② 予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		28,769,300	693,500	29,462,800	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,389,679	1,210	4,390,889
		診療施設勘定	100,743	0	100,743
		計	4,490,422	1,210	4,491,632
	後期高齢者医療事業特別会計		335,016	0	335,016
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,547,362	641	3,548,003
		介護サービス事業勘定	39,708	0	39,708
		計	3,587,070	641	3,587,711
	下水道事業特別会計		397,134	△ 4,808	392,326
	三島航路事業特別会計		125,248	513	125,761
	農業機械銀行特別会計		140,933		140,933
合 計		9,075,823	△ 2,444	9,073,379	
一般会計、特別会計の合計		37,845,123	691,056	38,536,179	

○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	12月補正② 予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	937,021	△12,310	924,711
	収益的支出	923,073	△20,940	902,133
	資本的収入	118,059	0	118,059
	資本的支出	280,651	8,630	289,281

平成30年度12月補正②予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特	定	財	源
							国費	県費	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	10 地籍調査費	片山触地内用地復元事業	28,728	3,780	32,508	0	0	0	0
2 総務費	2 徴税费	2 賦課徴収費	地方税共通納税システム対応業務	0	4,169	4,169	0	0	0	0
4 衛生費	2 清掃費	3 し尿処理費	汚泥再生処理センター費	131,915	27,090	159,005	0	0	0	25,000
										地域振興基金 繰入金
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	有害鳥獣被害防止対策事業費（タイワンのリス捕獲）	8,500	5,740	14,240	0	0	0	0
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	新規就農独立支援事業	1,200	1,200	2,400	0	0	0	0

【吉崎市総合計画における基本指針】
 1産業振興で活力あふれるまちづくり
 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
 3安全安心で環境にやさしいまちづくり
 4心豊かな人が育つまちづくり
 5国内外交流が盛んなまちづくり
 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
3,780		●片山地区の筆界未定地の測量面積について、当初概算で算出していたことから、請負業者による調査実面積の測量を実施した結果、30,167㎡増加したため、増額する。 ・当初：201,252㎡ ・変更：231,419㎡ (30,167㎡増)	3	3	地方税法	昭和62年度に実施した勝本町の地籍調査事業において、事務の不備により、土地所有者の承諾をいただくことができず、224筆の土地が筆界未定地となっている。当時、地域の代表者と勝本町長名で再調査を行う確約書が交わされ、その後市長名で追認書が交わされている。この度、関係者より承諾をいただくことができたので、固定資産税の正確な地目、面積を反映させ、筆界未定地のため中断していた市道改良工事を進めていくため片山地区の筆界未定地の地籍調査を行う。	管財課	18～ 19
4,169	新規	●地方税共通納税システムが平成31年10月から稼働することから、事前に基幹業務システムの改修作業を行う必要がある。(平成31年4月以降に事前テスト開始予定)	3	3	地方税法	地方税法等の一部を改正する法律により、納税者が地方税共通納税システムを用いれば、複数団体の地方税の一括納付ができるようになる。この地方税共通納税システムは平成31年10月から開始されるため、基幹業務システムのうち納税業務について改修を行う。	税務課	20～ 21
2,090		●汚泥再生処理センターの維持管理等に係る経費について増額する。 ・施設光熱水費増 ・施設修繕料増 ・汚泥収集運搬処分業務増 ・施設修繕工事増	3	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	吉崎市汚泥再生処理センターの機能維持を図るため実施。収集されたし尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥を適切に処理するとともに、発酵させた汚泥により堆肥を製造し、農地に還元することにより循環型社会の推進を図る。	環境衛生課	26～ 29
5,740		●市内全域におけるタイワリスの捕獲数の大幅な増加見込により、協議会への委託料のうち、捕獲者への報酬分を増額する。 ・変更前：10,000匹×700円 ・変更後：18,200匹×700円 ※H30上半期実績9,629匹	1	1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律並びに指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例	有害鳥獣から吉崎市内の生態系や農林水産業に係る被害を防止する対策として、有害鳥獣の駆除を実施する。	農林課	28～ 29
1,200		●農業者の減少、高齢化の進展に対応するため、農業研修を終えた45歳未満(原則)の新規就農者に対し、独立支援として600千円限度で補助する。 新たに新規就農者が2名追加となったため、増額する。 ・変更前：2名×600千円 ・変更後：4名×600千円(2名追加)	1	1	吉崎市新規就農者支援事業実施要領	新規就農者として参入する者に対し独立支援を実施し、担い手育成を図り、併せてそれに伴う農業研修への受け入れ態勢を確立することにより、吉崎農業が直面している担い手問題の解消を図る。	農林課	28～ 29

平成30年度12月補正②予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特	定	財	源	
							国費	県費	地方債	その他	
5	農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	新構造改善加速化支援事業	31,770	7,798	39,568	0	6,238	0	0
									新構造改善加速化支援事業補助金		
5	農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	経営体育成支援事業	3,000	5,121	8,121	0	4,671	0	0
									経営体育成支援事業補助金		
5	農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	チャレンジ園芸1000億推進事業	832	1,516	2,348	0	1,166	0	0
									チャレンジ園芸1000億推進事業補助金		
6	商工費	1 商工費	2 商工振興費	ふるさと就職支援事業	8,350	2,950	11,300	0	0	0	2,950
											ふるさと応援基金繰入金
7	土木費	3 河川費	2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業	38,772	5,000	43,772	0	2,500	2,500	0
									急傾斜地崩壊対策事業費補助金	自然災害防止事業債	

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
1,560		<p>●農業者の営農活動に必要な施設導入を支援する。 農業所得向上支援事業【集落営農法人型】(県2/5、市1/10)</p> <p>①農事組合法人 翠(勝本町) コンバイン4条刈 1台購入</p> <p>②農事組合法人 こくぶ(芦辺町) トラクター(50ps級、ロータリー含む)、ハロー 各1台購入</p>	1	1	新構造改善加速化支援事業実施要綱	農林業の一層の発展に向けて「新ながさき農林業・農山村活性化計画」の振興方針に基づき、「収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策強化」、「経営感覚に優れた次代の担い手確保・育成」、「地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり」を推進する。	農林課	28～29
450		<p>●7月3日の台風7号により大規模に被災した農業用ハウスの修繕及び再建に対して補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7件6取組主体 ・総事業費：10,724,127円(うち国費4,221千円・県費450千円・市費450千円) ※共済加入：国50%・県5%・市5% 共済未加入：国40%・県4%・市4% 	1	1	経営体育成支援事業実施要綱	新規就農や経営発展を目指す農業者など多様な経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入、土地基盤の整備を支援する。	農林課	28～29
350		<p>●法定耐用年数(8年)を経過し、建設から32年以内のハウスに対し、ハウスの骨組みとなる資材及び付帯設備の交換を行うものに対して補助を行う。</p> <p>施設園芸対策事業【産地基盤活用事業】(県1/3、市1/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉崎地区アスパラリノベーション組合(郷ノ浦町) ・アスパラハウスリノベーション69.0a ・事業費3,500千円×(県1/3、市1/10) 	1	1	チャレンジ園芸1000億推進事業実施要綱	園芸作物のさらなる振興により、農業者の所得向上を図る。	農林課	28～29
0		<p>●若者等の地元就職及び定着を促進するため、若者等を雇い入れた事業主に対して補助を行う。利用者実績見込増による増額。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算額：8,350千円 ・実績見込額：11,300千円 ※利用実績見込数 ・新卒者：15名 ・Uターン者：20名 ・利用企業数：16社 	1	3	吉崎市若者等ふるさと就職支援事業補助金交付要綱 吉崎市就職奨励金交付要綱	新規高卒者や大卒者、Uターン者等の市内企業への就職を促進し、人口減少の抑制を図る。	観光商工課	32～33
0		<p>●長崎県急傾斜地崩壊対策事業の追加内示による増額。(県1/2補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木落(2)地区急傾斜地崩壊対策事業 当初A=161.0㎡ 変更A=215.0㎡(54.0㎡増) 	3	3	—	地域住民の人命・財産を守り、地域住民の安全な暮らしを保護するため、急傾斜地の崩壊対策工事を実施する。	建設課	34～35

平成30年度12月補正②予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特	定	財	源
							国費	県費	地方債	その他
7 土木費	7 住宅費	1 住宅管理費	住宅管理費	67,182	12,786	79,968	0	0	0	0
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（過 年災）	427,053	181,365	608,418	0	168,249	0	5,849
								農地及び農業用施設災害復旧助金		農地等災害復旧費受益者分担金

【吉崎市総合計画における基本指針】
 1産業振興で活力あふれるまちづくり
 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
 3安全安心で環境にやさしいまちづくり
 4心豊かな人が育つまちづくり
 5国内外交流が盛んなまちづくり
 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
12,786		<p>●市営住宅維持管理において、経年劣化による住宅設備修繕料の増加及びガス漏れ警報器の不具合が発生したため、ガス漏れ警報器取替業務を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅一般修繕料増（風呂釜、給湯器等） ・住宅ガス漏れ警報器取替業務追加（131基） 	3	1	公営住宅法	公営住宅法に則り、住宅の入退去者及び募集に関する事務、住宅使用料に関する事務、住宅維持管理・修繕に関する事項等の適正な維持管理を図る。	建設課	34～ 35
7,267		<p>平成29年災の災害復旧工事（繰越明許）において、一部入札不調により、工期の確保が困難となったため、国県との協議のうえ、現年事業に組み替える。</p> <p>●災害復旧工事費（繰越明許）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地86箇所 ・施設11箇所 	3	3	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	異常気象により被災した農地・農業用施設の災害復旧工事を実施し、機能の回復を図ることにより農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。	農林課	42～ 43

平成30年度12月補正②予算の主要事業

■下水道事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特	定	財	源	
							国費	県費	地方債	その他	
2	漁業集 落排水 整備事 業費	1 管理費	2 施設管 理費	施設管理費（恵美須 地区）	4,878	500	5,378	0	0	0	500
											一般会 計繰入 金
2	漁業集 落排水 整備事 業費	1 管理費	2 施設管 理費	施設管理費（瀬戸・ 芦辺地区）	25,943	1,050	26,993	0	0	0	1,050
											一般会 計繰入 金
2	漁業集 落排水 整備事 業費	2 施設整 備費	1 施設整 備費	施設整備費（単独）	20,300	2,400	22,700	0	0	0	2,400
											一般会 計繰入 金

【吉岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0		・ 恵美須終末処理場・恵美須マンホールポンプに係る光熱水費の増額 ・ 新設公共樹設置工事の増額(恵美須)	3	2	浄化槽法 農山漁村 地域整備 交付金実 施要綱	恵美須漁港背後集落の恵美須地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処理施設の早期完成を目指す。	上下 水道 課	10～ 11
0		・ 芦辺漁港浄化センターに係る光熱水費の増額 ・ 新設公共樹設置工事の増額(瀬戸浦・大久保団地・芦辺浦)	3	2	浄化槽法 農山漁村 地域整備 交付金実 施要綱	芦辺漁港背後集落の瀬戸・芦辺地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処理施設の早期完成を目指す。	上下 水道 課	10～ 11
0		・ 施設整備工事の増額(L=50m)	3	2	浄化槽法 農山漁村 地域整備 交付金実 施要綱	芦辺漁港背後集落の芦辺地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処理施設の早期完成を目指す。	上下 水道 課	12～ 13

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市役所庁舎耐震改修等事業	270,000
5 農林水産費	3 水産業費	漁村再生交付金事業	52,450
		水産物供給基盤機能保全事業	9,370
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業（補助）	108,000
		1 級市道住吉湯ノ本線	50,000
		1 級市道黒崎線	20,000
		2 級市道大里環状線	18,000
		1 級市道初山中央線	7,000
		1 級市道釘ノ尾塩谷線	13,000
		道路橋りょう新設改良事業（起債）	60,000
		1 級市道本村神里線	15,000
		1 級市道土肥田線	20,000
		2 級市道谷江本線	25,000
		道路橋りょう新設改良事業（単独）	35,000
		その他市道戸田線他2線（橋梁補修）	10,000
		1 級市道芦辺浦中央線	5,000
		その他市道先畑線	5,000
		その他市道徳命小坂線	5,000
その他市道菓子田線	5,000		

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H31.9.30	作業に制約のある居ながら施工で進めており、安全衛生上必要となる工期を確保するため。
H31.6.28	地元漁業者との係留漁船の移動時期の調整に不測の日数を要したため。
H31.5.31	地元との意見調整に不測の日数を要したため。
H31.5.31	今年度工事予定箇所において、必要となる用地に相続が多数発生しており、用地取得に不測の日数を要したため。
H31.5.31	関係者が多数であり、用地取得のための測量の立ち入りの同意を得るのに不測の日数を要したため。
H31.4.30	本工事区間は学校の通学路であるが、学校関係者との協議の結果、10月に行われる運動会後の着工を求められたため。
H31.5.31	本工事区間は学校の通学路であるが、学校側より、通学時の安全確保のため、隣接して工事を行っている別工事の完成後の着工を求められたため。
H31.4.30	本工事の法面工に必要な施工ヤードの確保のための関係者との交渉に不測の日数を要したため。
H31.5.31	本工事に必要となる施工ヤードの確保のための関係者との協議に不測の日数を要したため。
H31.5.31	本工事に必要となる施工ヤードの確保のための関係者との協議に不測の日数を要したため。
H31.5.31	地元関係者および関係機関との協議に不測の日数を要したため。
H31.4.30	本工事に必要となる施工ヤードの確保のための関係者との協議に不測の日数を要したため。
H31.4.30	本工事に必要となる施工ヤードの確保のための関係者との協議に不測の日数を要したため。
H31.4.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H31.4.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H31.4.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	その他市道獅子の子坂線	5,000
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	29,400
	7 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業 古城団地（2棟）	71,504
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（過年災）	532,183
	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	497,000
合 計			1,664,907

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H31.4.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H31.7.31	隣接家屋の住人等との工程調整に不測の日数を要したため。
H31.6.28	市内業者の工事受注量が過多となっており、入札不調が生じるなど不測の日数を要したため。
H31.9.30	平成29年災の復旧工事の多数発注により、入札不調が生じ、工期を確保することが困難となったため。
H31.12.27	平成29年災の復旧工事の多数発注により、入札不調が生じ、工期を確保することが困難となったため。

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	2,002,413	909	400,000	1,603,322	666	800,000	803,988
減債基金	3,162,946	1,108	400,000	2,764,054	3,456	1,500,000	1,267,510
地域振興基金	508,751	188	0	508,939	168	198,200	310,907
地域福祉基金	761,070	0	20,800	740,270	0	47,900	692,370
老人ホーム事業施設整備基金	188,122	43	1,600	186,565	34	2,800	183,799
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	116,331	39,401	30,000	125,732	34,765	30,000	130,497
沿岸漁業振興基金	51,131	22,774	22,768	51,137	22,774	30,000	43,911
教育振興基金	7,899	2	300	7,601	2	300	7,303
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,738	3	0	10,741	3	0	10,744
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	953,300	1,412,300
ふるさと応援基金	178,534	260,760	114,000	325,294	200,045	204,019	321,320
過疎地域自立促進特別事業基金	409,547	264,798	207,300	467,045	264,764	176,450	555,359
本庁舎建設基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,000	0	150,000
学校施設整備基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,000	0	150,000
小計	5,646,303	787,969	396,768	6,037,504	622,555	1,642,969	5,017,090
計	10,811,662	789,986	1,196,768	10,404,880	626,677	3,942,969	7,088,588
国民健康保険財政調整基金	255,590	58	0	255,648	53	1	255,700
直営診療所財政調整基金	14,893	2	14,895	0	3	1	2
介護給付費準備基金	128,803	27	67,000	61,830	15	28,000	33,845
簡易水道事業特別会計基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,686	2,935	6,220	14,401	8,301	1,933	20,769
計	416,972	3,022	88,115	331,879	8,372	29,935	310,316
合計	11,228,634	793,008	1,284,883	10,736,759	635,049	3,972,904	7,398,904

○定額運用基金

区分	平成28年度末 現在高	平成29年度		平成29年度末 現在高	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	14,474	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合計	80,040	0	0	80,040	0	14,474	65,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	11,308,674	793,008	1,284,883	10,816,799	635,049	3,987,378	7,464,470
-----------------	------------	---------	-----------	------------	---------	-----------	-----------